第五条第一項の表二〇人以下の項及び二一人以上の項を次のように改める。

二〇人以下	三、二三六円	三、一六一円	三、〇八六円	三、〇三七円	二、九三七円	二、八六二円
二一人以上	二、七三五円	二、六七三円	二、六一一円	二、五六九円	二、四八七円	二、四二五円

二、七八七円	二、三六三円

第五条第二項中「六百六十八円」を「六百七十円」に、「五百三十一円」を「五百三十三円」に改め、同条第四項を削り、同条を第六条とする。

第四条を第五条とし、第三条の見出し中「宿泊費」の上に「更生保護施設の」を加え、同条を第四条とし、第二条第一項中「それぞれ」を削り、「当該各号に定める額」を「百四十二円」に改め、同条各号を次のように改める。

一　宿泊場所への帰住を助けること。

二　医療又は療養を助けること。

三　犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成二十年法務省令第二十八号。以下「規則」という。）第百十七条において準用する規則第五十六条第一項の規定による措置

四　教養訓練を助けること。

五　規則第百十七条において準用する規則第五十七条の規定による措置

六　生活環境の改善又は調整を図ること。

七　その他被保護者の改善更生を助けるために必要な措置をとること。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（更生保護施設に宿泊場所を供与して行う措置の委託）

第二条　更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第四十五条の認可を受けて継続保護事業を営む者（以下「認可事業者」という。）に対し、更生保護施設（同法第二条第七項に規定する更生保護施設をいう。以下同じ。）において宿泊場所を供与して行う措置を委託する場合における費用の支弁については、次条から第八条までに定めるところによる。

別表中「別表（第七条関係）」を「別表（第八条関係）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二十三年四月一日から適用する。

○財務省令第二十八号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第四条第五項の規定に基づき、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令（昭和四十一年大蔵省令第四十三号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月十三日　　財務大臣　野田　佳彦

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令（昭和四十一年大蔵省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十三回特別給付金国庫債券」を「第二十五回特別給付金国庫債券」に改め、同条第二項中「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十五号）附則第四条第一項」を「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号）附則第四条第一項」に改める。

第二条第二項を次のように改める。

2　第二十五回特別給付金国庫債券の額面金額は、十五万円、七万五千円とする。

第三条及び第四条中「第二十三回特別給付金国庫債券」を「第二十五回特別給付金国庫債券」に改める。

第五条第一項を次のように改める。

第十三回特別給付金国庫債券及び第二十五回特別給付金国庫債券の償還金は、発行の日から五年間に均等償還の方法により毎年四月十五日に支払うものとする。

第六条から第十一条までの規定中「第二十三回特別給付金国庫債券」を「第二十五回特別給付金国庫債券」に改める。

第二号書式中（その2）を次のように改める。

（その2）

第二十五回特別給付金国庫債券印鑑等届出書

証券の交付年月日等	住所	氏名	印鑑
償還金支払場所	※	※	※

記号		支払表示欄	平成　年　月　日渡	平成　年　月　日渡	平成　年　月　日渡	平成　年　月　日渡	平成　年　月　日渡
額面金額							
番号							

注意　※印欄は、特別給付金請求者が記入し又は印を押すこと。

備考　用紙寸法は、日本工業規格A列5とする。

附　則

1　この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

2　改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令による第十三回特別給付金国庫債券及び第二十三回特別給付金国庫債券については、なお従前の例による。

告示

○金融庁・法務省・財務省告示第三号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年一月金融庁・法務省・財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月十三日

金融庁長官　三國谷勝範
法務大臣　江田　五月
財務大臣　野田　佳彦